

聖マリア病院院内感染対策指針

聖マリア病院（以下「病院」という。）は、病院理念に基づき、患者様および病院従業員（以下「病院職員」という。）に、適切かつ安全で質の高い医療環境を提供するため、院内感染防止および感染制御の対策に取り組むため下記に掲げる基本的事項を実践する。

1 院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染の予防に留意し、感染症発生の際には拡大防止のためその原因の速やかな特定、制圧、終息を図る。このため、組織の有効活用、職員一人一人のマニュアルの遵守等を徹底し、院内感染対策に邁進する。

2 感染制御科の設置

（１）院内感染対策に関する病院全体の問題点を把握し、改善策を講じるなど院内感染対策活動の中核的な役割を担うために感染制御科（以下「制御科」という。）を設置する。

（２）制御科の業務、組織および運営等については、「聖マリア病院感染制御科内規」に定める。

3 院内感染防止委員会およびその他の組織の基本的事項

（１）院内感染対策の周知および実施を迅速に行うため、病院内の各部門からの代表者で構成する組織横断的な委員会を次のとおり設置する。

①院内感染防止委員会：病院院における院内感染対策に関する意志決定機関として、毎月１回会議を行い、感染対策に関する事項を検討する。

②感染制御チーム（以下「ICT」という。）：感染対策に関する実働的組織として ICT を設置し、感染対策に関する一般的事項を執行させる。ICT の活動については院内感染防止委員会の方針に基づいて行うが、具体的事項に関しては感染制御科と伴に執行する。

③リンクナース会（以下「LN 会」という。）：各部門（外来、病棟）毎に感染管理部門担当者（LN）を設置し、部門内での感染管理を遂行する。

（２）前項に規定する委員会およびその他の組織の運営等については、「聖マリア病院院内感染防止委員会内規」、「聖マリア病院 ICT 内規」及び「聖マリア病院リンクナース会」内規に定める。

4 職員研修に関する基本的方針

（１）院内感染防止対策の基本的考え方および具体的方策について、病院職員へ周知徹底を図るために研修会を開催し、併せて病院職員の感染対策に対する意識向上を図る。

（２）職員研修として、全病院職員を対象に定期的または必要に応じて随時開催する。職員は１年に２回は受講することを決まりとする。

5 院内感染発生状況の報告に関する基本的方針

(1) 耐性菌、市中感染症等の院内発生に伴う院内感染拡大を防止するため、感染症の発生状況を院内感染防止委員会および診療科長連絡会を通じて全病院職員に速やかに周知する。

(2) その他の情報（薬剤感受性など）は感染制御科ニュースを用いて毎月全部門に周知する。

(3) 検査部からの耐性菌発生情報を感染制御科が受け、感染制御科が当該部を巡回し発生状況に関して情報収集を行い、当該部門にフィードバックする。

6 院内感染発生時の対応に関する基本的方針

(1) 院内感染発生時は、院内感染の発生した部署（以下「発生部署」という。）の病院職員が直ちに感染制御科に連絡し、感染制御科はその状況および患者への対応等を病院長ならびに院内感染防止委員会および ICT に報告する。

(2) 発生部門の病院職員および感染制御科ならびに ICT は、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施する。

(3) 院内感染に対する改善策の実施結果は、院内感染防止委員会および感染制御科を通じて速やかに全病院職員へ周知する。

7 患者への情報提供と説明に関する基本的方針

(1) 本指針は、患者または家族が閲覧できるものとする。

(2) 広く患者等へ本院の感染対策に対する考え方を周知するために、本指針を本院ホームページに掲載し、公開する。

8 病院における院内感染対策推進のための基本方針

(1) 院内感染対策の具体的実施法に関しては別途マニュアルを作成する。また必要に応じ、マニュアルの改訂を行う。

(2) 病院職員は、院内感染対策および感染症の治療法等感染に関することで不明なことがあれば、感染制御科へ連絡し、共同して対処する。

(3) 病院職員は、自らが院内感染源とならないため、定期健康診断を年1回以上受診し、健康管理に留意する。

平成 22 年 2 月 1 日

聖マリア病院

病院長 島 弘志

感染制御科

診療部長 本田順一